

泉佐野市アプリを活用した健康的な生活習慣推進事業  
公募型プロポーザル実施要領

令和5年7月

健康福祉部 健康推進課

## 目次

1	概要、目的等.....	1
	（1）名称.....	1
	（2）目的.....	1
	（3）事業方式.....	1
	（4）事業期間.....	1
	（5）上限額.....	1
	（6）業務内容.....	2
2	参加資格.....	2
	（1）基本的要件.....	2
	（2）応募者.....	2
	（3）参加資格要件.....	2
3	スケジュール.....	3
4	配布資料.....	4
5	参加意思表示.....	4
	（1）提出書類.....	4
	（2）受付期間.....	4
	（3）提出方法.....	4
	（4）提出先.....	5
6	質疑回答.....	5
	（1）提出書類.....	5
	（2）受付期間.....	5
	（3）提出方法.....	5
	（4）提出先.....	5
	（5）質疑回答日.....	5
	（6）質疑の回答方法.....	5
7	提案内容.....	5
	（1）市の要求する最低限の提案内容.....	5
	（2）提案者のノウハウを活用する提案内容.....	5
8	企画提案書.....	6
	（1）提出書類.....	6
	（2）提出部数.....	6
	（3）受付期間.....	6
	（4）提出方法.....	6
	（5）提出先.....	6

(6) 提出書類の取扱い.....	7
(7) 法令等の遵守.....	7
(8) 辞退の方法.....	7
9 失格事項.....	7
10 選定方法.....	8
11 ヒアリング審査.....	8
(1) 実施日時.....	8
(2) 実施場所.....	8
(3) 実施時間.....	8
(4) 出席者.....	8
(5) 留意事項	
12 審査結果について.....	9
(1) 審査結果の公表.....	9
(2) 結果公表の内容.....	9
13 契約手続について.....	9
14 その他.....	9
15 担当窓口.....	10

## 1 概要、目的等

### (1) 名称

泉佐野市アプリを活用した健康的な生活習慣推進事業

### (2) 目的

本市では、急速に進展する少子高齢化や疾病構造の変化等に伴い、市民の健康意識の高まりとともに、健康を取り巻く課題も複雑・多様化しており、生涯を通じての市民の主体的な健康づくりを積極的に推進するための環境整備が求められている。

また、「第2次泉佐野市健康増進計画・食育推進計画」の基本理念として、「健康なまち いずみさの ～みんなでつなぐ 健康づくりと食育の環～」を、基本目標として、「健康寿命の延伸」を掲げ、令和2年度から各種健康増進事業などを実施している。

そのためには、市民がそれぞれの状態にあった健康を志向し、健康的な生活習慣の定着を図るために、「だれでも」「身近な場所で」「手軽に」「楽しく」健康づくりを続けることができることが重要であり、健康に資するサービスを提供する環境の整備が必要とされている。

本事業は、健康マイレージ事業をデジタル技術の活用により関係機関と連携して広く情報発信、健康づくり行動の動機づけ・継続のための手段とし、健康マイレージ事業を中心とした本市の健康増進に関する取組みの認知度を高め、健康増進・健康寿命延伸のための健康づくり行動への機運を醸成するとともに、市民に具体的な行動変容を促し、日々の健康増進活動につなげることで、市民の健康寿命延伸をめざすことを目的とする。また、併せて、獲得した「きのぼポイント」を地元で活用することによる地域経済活性化の促進に繋げる。

以上を踏まえ、泉佐野市アプリを活用した健康的な生活習慣推進事業を実施する事業者の選定を行うため、本実施要領に基づき提案を募集する。

なお、別冊の「仕様書」、「評価項目及び評価基準」及び「各種提出様式」は本実施要領と一体のものとする。

### (3) 選考方式

公募型プロポーザル方式とする。

### (4) 事業期間

契約日から令和6年3月31日まで

### (5) 委託上限額

16,159,000円(税込)

## (6) 業務内容

泉佐野市アプリを活用した健康的な生活習慣推進事業（以下「本事業」という。）の内容は、以下のとおりとする。

- ① 事業コンセプト作成
- ② スマートフォン向けアプリ作成・提供
- ③ ポイントプログラムの提供・ポイント付与・きのぼ（地域ポイント）への変換
- ④ 参加者インセンティブの企画調整・抽選・交換
- ⑤ 事業参加を促すプロモーションの実施
- ⑥ 事業参画関連機関や事業の強化・拡大
- ⑦ 参加者へのアプリ活用支援・説明会実施及び問い合わせ対応
- ⑧ 効果検証
- ⑨ その他付随する業務

## 2 参加資格

### (1) 基本的要件

応募者は、本事業を一括して受け、責任をもって事業を実施することができる技術力及び実績を有する事業者とする。

### (2) 応募者

- ① 応募者は、本事業の仕様書に定める業務内容を確実に実施できる体制を有すること。
- ② 応募者は、過去2年以内に国（公庫及び公団を含む。）又は地方公共団体において同種・類似業務の実績を有すること。

### (3) 参加資格要件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する入札制限に該当しないこと。
- ② 泉佐野市入札参加資格停止要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- ③ 泉佐野市公共工事等及び売払い等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加排除措置期間中でないこと。
- ④ 法人の役員等（※）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。また、暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者がいないこと。

※ 役員等とは、「法人の役員又は法人の経営に事実上参画している者」をいう。

- ⑤泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）第2条第1号から第3号に該当する者ではないこと。
- ⑥次のいずれかに該当する者でないこと。
- ア 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - イ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
  - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ⑦前記④～⑥に該当する者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- ⑧会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている場合を除く。）
- ⑨本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- ⑩事業を確実に実施できる体制を有していること。
- ⑪国税及び地方税に滞納がないこと。
- ⑫提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

### 3 スケジュール

内 容	予定時期
公募開始、本公募要領の公表	令和5年7月10日（月）
参加表明書の提出	令和5年7月10日（月）～令和5年7月28日（金）
質問書受付	令和5年7月10日（月）～令和5年7月28日（金）
質問書回答	令和5年8月4日（金）
企画提案書等の提出	令和5年8月21日（月）～令和5年8月25日（金）
ヒアリング審査	令和5年8月29日（火）予定 ※正式な日時については、別途通知
選定結果の通知・公表	令和5年9月1日（金）予定
契約締結	令和5年9月上旬 予定

※予定については、公募開始時点の予定であり、変更の可能性がある。

## 4 配布資料

- (1) 本実施要領
- (2) 仕様書
- (3) 評価項目及び評価基準
- (4) 各種提出様式

## 5 参加意思表示

### (1) 提出書類

- ①参加表明書【様式1】
- ②会社概要書【様式2】 ※会社概要のパンフレット等があれば添付すること
- ③業務実績調書【様式3】

※以下の書類は、泉佐野市の入札参加資格登録者は省略可

- ④誓約書【様式8】
- ⑤定款（最新のもの）
- ⑥財務書類 貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書（直前1年分）
- ⑦印鑑証明書
- ⑧納税証明書 国税（税務署発行の「様式その3の3」）
- ⑨納税証明書 泉佐野市税（泉佐野市税務課発行の「市税について、未納の税額がない証明」）  
※泉佐野市内に支店・営業所等がある場合のみ必要
- ⑩登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

### ※注意事項

- ・ 証明書は、発行後3ヶ月以内のものに限る。
- ・ 証明書以外は、A4用紙縦で提出すること。
- ・ 押印は、印鑑登録印を使用すること。
- ・ 各様式、書類が2枚以上になる場合は、右上部に応募者名とページ番号（例：「〇〇会社 1 / 2」）を記載し、左上部をステープラーで止めること。

### (2) 受付期間

令和5年7月10日（月）12時00分 ～ 令和5年7月28日（金）17時15分  
（土・日・祝日を除く）

### (3) 提出方法

持参

(4) 提出先

「15 担当窓口」に記載のとおり

## 6 質疑回答

本公募要領等の内容に不明な点がある場合は、質問書を提出すること。

(1) 提出書類

質問書【様式4】

(2) 受付期間

令和5年7月10日（月）12時00分 ～ 令和5年7月28日（金）17時15分  
（土・日・祝日を除く）

(3) 提出方法

持参又は電子メールにより提出すること。電子メールは、電話で到達確認をすること。（誤送信等により未着の場合は、回答を行わない。）

(4) 提出先

「15 担当窓口」に記載のとおり

(5) 質疑回答日

令和5年8月4日（金）

(6) 質疑の回答方法

質疑に対する回答は、市健康推進課ホームページにて回答する。また単なる意見、要望又は本事業と直接関係ないと本市が判断したもの等については、回答しない場合がある。

## 7 提案内容

(1) 市の要求する最低限の提案内容

別紙、「仕様書」に記載する事項を満たすこと

(2) 提案者のノウハウを活用する提案内容

- ①ユーザー情報の記録方法の提案
- ②歩数以外の運動に関するポイント化の提案
- ③イベント情報確認方法の提案
- ④ウェアラブル端末との連携



## ⑤独自提案

その他、本公募要領に記載している以上に評価できる今年度の応募者独自の提案及び次年度以降、拡充が図れる提案(参考のために次年度以降の必要経費もご提案ください。)

## 8 企画提案書

### (1) 提出書類

#### ①企画提案書提出届【様式5】

#### ②企画提案書(任意様式)

※別紙、評価基準中「評価項目の評価」に沿って記載すること。

ア 企画提案書は、1部ずつファイルに綴じること(ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載すること。)

イ 使用する文字の大きさは10ポイント以上とする。また、ページ番号を付すること。

ウ カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。

エ 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。

オ 使用言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨は円とする。

カ 提案資料は、原則としてA4用紙で作成すること。ただし、図面等はA3用紙の作成を可とするが、片袖折でA4に折り畳んでファイルに綴じること。

#### ③価格提案書【様式6】

### (2) 提出部数

①正本1部及び副本6部(副本は複写可) 計7部。

②正本1部には、表紙及び背表紙に本事業の名称及び応募者名を明記すること。

③副本6部には、表紙と背表紙に本事業の名称のみを明記し、事業者名等の応募者が特定できる事項は表示しないこと。

④価格提案書 正本1部

### (3) 受付期間

令和5年8月21日(月)～令和5年8月25日(金) 8時45分～17時15分

### (4) 提出方法

持参

### (5) 提出先

「15 担当窓口」に記載のとおり

## (6) 提出書類の取扱い

- ①提出された書類は、返却しない。また、応募者の許可なく本事業の選定以外に使用しない。
- ②提出された書類は、プロポーザル審査のために複製を作成することがある。また、市が必要と認めた場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ③提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用することにより生ずる責任は、原則としてプロポーザル応募者が負うものとする。
- ④契約事業者は、提案書の内容を確実に履行すること。契約事業者の責により提案書の内容を履行できない場合は、発注者と協議し同等の対応を行うこと。  
なお、市は提案書の履行状況が悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。
- ⑤提案書の提出は、1者につき1案とする。

## (7) 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、契約事業者に属することとする。

## (8) 辞退の方法

参加書類を提出した後に辞退するときは、辞退届【様式7】を郵送又は持参により提出すること。

## 9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①提出方法、提出場所、提出期限に適合しない場合
- ②記載すべき事項の全部が記載されていない場合
- ③虚偽の内容が記載されている場合
- ④審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われた場合
- ⑤参加資格を満たさないことが判明した場合
- ⑥予定金額の上限金額を超える場合
- ⑦その他、企画提案書等の提出に際して不正な行為があった場合又は本募集要領に定める手続きによらなかった場合
- ⑧応募者が、優先交渉権者選定前までに選定委員と本事業に関して接触を持ち、又は持とうとした場合

## 10 選定方法

- ① 選定は、選定委員会が「評価項目及び評価基準」に基づき提出書類、プレゼンテーション、ヒアリング等を審査することにより行う。
- ② 「評価項目及び評価基準」により評価点を算出し、総合評価点の最も高い応募者を優先交渉権者として選定する。併せて、次点となった事業者を次点交渉権者として選定する。
- ③ 評価点が満点の6割に満たない場合、提案内容のいかんにかかわらず失格とする。
- ④ いずれの選定においても、評価点が同点となった場合は、提案価格が安価な金額を提示した応募者を上位とする。

## 11 ヒアリング審査

- (1) 実施日時 令和5年8月29日(火) 予定

※正式な日時については、別途通知する。

- (2) 実施場所

別途通知する。

- (3) 実施時間：30分程度

①プレゼンテーション：20分以内

②ヒアリング：10分程度

- (4) 出席者

①統括責任者となる予定の者は、必ず出席すること。

②保守管理の責任者となる予定の者についても、原則として出席すること。

(ただし、4名を上限とする。)

- (5) 留意事項

①プレゼンテーションは、企画提案書等に基づいて行うものとし、「評価項目及び評価基準」との対応が理解できるようにすること。

②パソコン、プロジェクター等の機材は、応募者で用意すること。なお、スクリーンについては市で用意する。

③統括責任者となる予定の者が提案内容説明を行うこと。また、各種業務（保守管理等）の説明については、その責任者となる予定の者が説明することができる。

④実施中における他の応募者の情報は、一切提供しない。

⑤ヒアリング審査を欠席した場合は、失格とする。

## 1 2 審査結果について

### (1) 審査結果の公表

令和5年9月1日（金）予定

### (2) 結果公表の内容

本事業に係る審査結果等の情報については、優先交渉権者が決定した後、次の内容を市ホームページにおいて公表する。

①優先交渉権者の名称・評価点

②全提案事業者の名称（申込順）

③全提案事業者の評価点（得点順）

※②と③については、対応関係を明らかにしないこととし、応募者が2者の場合は、①及び②を公表し、③は公表しない。

※提案者が1者の場合の取り扱い

「評価項目及び評価基準」に基づき提出書類、プレゼンテーション、ヒアリング等を審査することにより、満点の6割以上の得点を獲得した場合は、優先交渉権者として選定する。

## 1 3 契約手続について

①優先交渉権者となった応募者は、速やかに市と契約締結に向けた交渉を行う。

②優先交渉権者との交渉が不調に帰した場合は、次点交渉権者と契約締結に向けた交渉を行う。

③優先交渉権者（優先交渉権者との交渉が不調に帰した場合の次点交渉権者を含む。）との契約交渉が成立した場合は、当該応募者を契約の相手方として決定し、契約締結を行う。

④優先交渉権者は、役員等に関する調書【様式9】を提出すること

## 1 4 その他

①本プロポーザルに係る一切の費用は、応募者の負担とする。

②提出された書類等は、返却しない。

③提出された書類については、差し替え、修正、加筆等を認めない。ただし、市から要請された事項については、この限りでない。

④提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製することがある。

⑤提出書類については、泉佐野市情報公開条例（平成11年泉佐野市条例第27号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は原則として公開する。ただし、提案事業者の競争上の地位、利益を害すると認められる情報については、非公開とする場合がある。

## 1.5 担当窓口

泉佐野市 健康福祉部 健康推進課（市役所3階） 担当：田平  
〒598-8550 大阪府泉佐野市市場東一丁目1番1号  
電話：072-463-1212（内線2315）  
E-mail: hoken-c@city.izumisano.lg.jp